

地域ネットワークニュース

～令和6年2月の勉強会のお知らせ & 令和6年1月の勉強会報告～

第284回 地域ネットワーク勉強会

～地元弁護士が分かりやすく解説～

「事例で学ぶ！成年後見制度 ～成年後見人にできること・できないこと～」



QRコードでの
申込みも可能です。

講師：神栖法律事務所

あんじゆう ようすけ
弁護士 安重 洋介氏

日時：2月21日(水) 午後7時～午後8時30分

場所：神栖市保健・福祉会館 旧館1階 集会室B

定員：50名(要事前予約)

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が財産管理や契約等で不利益を被ったり、本人の尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面で支援する制度です。この制度に基づいて実際に支援する人は、対象者の法的な代理人として家庭裁判所から選任された「成年後見人等」（以下、後見人と表記。）になります。後見人は対象者の金銭管理や福祉サービス等の利用契約、入院時の契約はできますが、身元保証人になったり、手術など医療行為の同意はできなかつたりするなど、“できること・できないこと”があります。



今回の勉強会では、「そもそも後見人は何をしてくれる人なの？」といった後見人の役割を理解し、「成年後見制度を利用したほうがよい場面とは」「将来を見据えて今から準備しておくことはあるのか」などの疑問について、具体的な事例を通して法律の専門家の視点から分かりやすく解説していただきます。

ご家族はもちろん、高齢者や障害者に関わる支援者が理解を深めることで、必要な時に・必要な人へ・必要な支援が届くようになります。ご質問をお受けする時間も設けますので、この機会にぜひご参加ください。

会場には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。

申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉総合相談センター 担当 川田、三浦 電話 0299-93-0294

第283回 地域ネットワーク勉強会報告

令和6年1月26日開催 <参加者40名>

安心できる暮らしを叶えるグループホームの取り組み 第三弾

～自立した生活を支えるグループホーム～

講師：株式会社ブレイメン OHANAハウス神栖

鈴木 春菜氏（サービス管理責任者）

伊藤 正一氏（管理者）

伊藤 希美氏（代表）



株式会社ブレイメンが運営している「OHANAハウス神栖」より鈴木春菜さん、伊藤正一さん、伊藤希美さんをお招きし、「安心できる暮らしを叶えるグループホームの取り組み」をテーマに具体的事例を交えてお話いただきました。講義の中では、グループホームの利用までの流れの説明から始まり、OHANAハウスの特徴でもある、ワンルームタイプのアパート一棟を借り上げることのメリットとして、「入居費用が抑えることができ、個人のプライバシーの確保も保たれます。しかしながらワンルームタイプでも食事の際には世話人の部屋に集まり、一緒に食事ができるなど利用者同士の交流も図れることが最大の特徴です。」との話がありました。